

## 第5号議案

### 業務規程の変更及びその認可申請について

(案)

#### 1. 業務規程の変更

本機関の事務局組織に関する変更を行うため、別紙1のとおり業務規程の変更案を作成し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の33第3号の規定に基づき次回総会に付議する。

#### 2. 業務規程の変更の認可申請

1. の変更案が次回総会により議決された後、電気事業法第28条の41第3項及び広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）第11条第1項の規定に基づき、別紙2及び総会の議事録により、経済産業大臣に対し、業務規程の変更の認可申請を行う。

以上

#### 【添付資料】

別紙1：業務規程一部変更の件（業務規程変更案）

別紙2：業務規程変更認可申請書

## 業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

### 記

- ・ 本機関の事務局組織等に関する規定の変更
  - 【該当条文：第 2 条、第 10 条、別表 2-1（変更）】
  - ・ 再生可能エネルギー電気特措法改正に伴い、2022 年 4 月から本機関に新たに追加される業務及び国際関係業務に対応するための組織として、「再生可能エネルギー・国際部」を置く旨規定
  - ・ 本機関の業務に関する総合調整、組織を横断した基本的な企画・立案を行う組織として、「政策調整室」を置く旨規定
  - ・ 本機関に関する内外の環境変化に対応して各部等の業務分掌を明確化した表現に変更等

以上

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 216 1460 296">平成27年4月1日施行 令和3年7月1日変更</p> <p data-bbox="587 722 985 821">業務規程</p> <p data-bbox="483 1436 1086 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2442 216 2846 296">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 722 2380 821">業務規程</p> <p data-bbox="1878 1436 2481 1493">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p><u>令和3年7月1日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)		変 更 後 (変更点に下線)	
(用語) 第2条 (略) 2 (略) 一～二十六 (略) 二十七 「 <u>F I T法</u> 」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)」をいう。 二十八 「 <u>F I T電源</u> 」とは、 <u>F I T法</u> に定める認定発電設備をいう。 二十九～四十四 (略)		(用語) 第2条 (略) 2 (略) 一～二十六 (略) 二十七 「 <u>再生可能エネルギー電気特措法</u> 」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)」をいう。 二十八 「 <u>F I T電源</u> 」とは、 <u>再生可能エネルギー電気特措法</u> に定める認定発電設備をいう。 二十九～四十四 (略)	
(事務局) 第10条 (略) 2 (略) 3 (略) 一～四 (略) (新設) (新設) 五・六 (略) 4～8 (略)		(事務局) 第10条 (略) 2 (略) 3 (略) 一～四 (略) 五 <u>再生可能エネルギー・国際部</u> 六 <u>政策調整室</u> 七・八 (略) 4～8 (略)	
別表2-1 組織の業務分掌		別表2-1 組織の業務分掌	
組織名	業務分掌	組織名	業務分掌
総務部	事務局内の事務全般の統括に関すること(以下「に関すること」の記載を省く。)、国の各種機関との連絡調整(許認可申請に関する総括を含む。)、総会、役員・秘書、理事会、評議員・評議員会、文書・情報セキュリティの管理、建物・備品・消耗品、防災・危機管理、法務(定款、業務規程及び送配電等業務指針を含む。)、環境、事業計画、予算、組織・要員、委員会、渉外、業務改善、人事・労務、経理、委託・購買契約、広報、統計(年次報告書の作成を含む。)、系統情報の公表、需要者スイッチング支援、情報システム(運用部所管のものを除く。)の開発・運用・保守、会員による情報通信技術の活用支援、通信回線の運用・保守、他の部・室に属さない事項	総務部	事務局内の事務全般の統括、 <u>総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・財務・購買・広報・情報システム</u> 等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項
企画部	企画、調査・研究、容量市場	企画部	容量市場の設計・管理、調整力の在り方の企画・立案、需給調整市場の制度設計、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、その他企画全般
計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス業務	計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ、 <u>電源入札等の設計・管理</u> 、設備形成計画の策定、系統アクセス業務
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	<u>再生可能エネルギー・国際部</u>	<u>再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括</u>
(新設)	(新設)	<u>政策調整室</u>	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理(あっせん・調停)、指導・勧告、制裁	紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁
監査室	<u>内部監査</u>	監査室	<u>監査全般</u>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
(新設)	<u>附則 (令和 年 月 日)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第 1 条 本規程は、令和 4 年 2 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>

様式第 9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

令和 3 年 1 2 月 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲 6 - 2 - 1 5

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容  
別紙 1 のとおり。※添付略
- 2 変更しようとする年月日  
令和 4 年 2 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由  
本機関の事務局組織に関する変更を行うため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要  
別紙 2 のとおり。

**業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要**

(将来見込みを含む案)

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
令和3年6月24日	・経済産業大臣が現行の業務規程の変更を認可。
令和3年11月4日 ～ 令和3年11月24日	・本変更案（別紙1。以下同じ）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定により、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（令和3年11月29日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
令和3年12月7日	・2021年度第3回評議員会により、本変更案を議決。
令和3年12月8日	・第325回理事会において、本変更案を議決。
令和3年12月27日	・臨時総会において、本変更案を議決。